

尼崎市教育委員会 6月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成29年6月26日 午後4時02分～午後6時03分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 教育長	徳田耕造
教育長職務代理者	濱田英世
委員	仲島正教
委員	磯田雅司
委員	徳山育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	白畑優
教育次長	西野信幸
管理部長	尾田勝重
施設担当部長	橋本謙二
学校運営部長	梅山耕一郎
学校教育部長	平山直樹
教育総合センター所長	西川嘉彦
社会教育部長	牧直宏
企画管理課長	高木健司
施設整備担当課長	山口泰範
学務課長	池下克哉
学校教育課長	高橋利浩
社会教育課長	中川まゆみ
スポーツ振興課長	竹原努

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 報告第2号 専決処分について（旧啓明中学校校舎等解体撤去工事請負契約について）
- (2) 議案第27号 尼崎市修学援助金の交付に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第28号 尼崎市社会教育委員の解嘱について
- (4) 議案第29号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の解嘱について
- (5) 議案第30号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 平成29年度入試における進路結果について
- (2) 平成28年度における学校・園の評価について
- (3) 平成28年度社会教育委員協議経過とまとめについて

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時2分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長 日程第2「議事」の「報告第2号」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「報告第2号」は、公開しないことと決しました。

徳田教育長 また、「議案第28号から議案第30号」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第28号から議案第30号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

徳田教育長 それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 5月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
5月定例会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

徳田教育長 次に、日程第2の「議事」に移ります。
「議案第27号 尼崎市修学援助金の交付にに関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。池下学務課長。

「議案第27号尼崎市修学援助金の交付に関する規則の一部を改正する規則について」につきましてご説明申し上げます。22ページの議案説明をお開き願いますでしょうか。このたびの改正理由でございますが、これまで尼崎市修学援助金は、あまがさき行財政構造改革推進プランにおいて、国の新たな施策の動向等を踏まえる中で、国制度への転換を基本に制度の転換について検討をして参りました。また平成26年度より兵庫県に創設された「高校生等奨学給付金」制度への転換を見据え、従来の交付金額の水準を維持できるよう、平成26年度において、この尼崎市修学援助金の交付に関する規則の全部改正を実施いたしました。平成29年度におきまして、県の高中生等奨学給付金制度の給付金額が一部変更されましたことから、規則のうち交付金額を改正する必要が生じたほか、今後も県制度との支給調整を図っていく必要がある中で、所要の条文整備を行おうとするものでございます。

改正しようとする内容でございますが、改正内容の2のところ、1点目としましては、支給金額の改正をしようとするものです。2点目としましては、支給対象者、支給条件および支給申請にかかる条文整備となっております。今年度県の制度において、給付金額が増額されましたので、それを補う形で市が補助することとしておりますので、市の修学援助金は市民税所得割が非課税世帯の一部の区分で減額変更を行おうとしております。また今後も県制度の動向に合わせて改正を行って参りたいと考えておりますので、県の制度における支給対象者に沿った形で規則第2条の対象生徒のところ、第3条の交付対象者のところ、第6条の交付申請のところ、および別表の備考欄につきまして、条文整備を行おうとしております。

条文整備につきましては、県制度と本市の修学援助金の対象者に多少でもズレがございまして、県と市の制度で一致しない部分の対象者出てきた場合に、県と市の制度で支給調整を図っている部分でどちらかでももらえないとか、逆に支給調整ができずに多くもらえてしまうことなど、市の制度として維持しようとしております年間金額の国公立60,000円、私立72,000円の部分が実務上うまく機能しない恐れがあります。これまで具体的にそのような例は出ておりませんので現在の交付事務において支障は出ておりませんが今般規則改正において法制課との事前に協議を行ったときに助言をいただき、こうした恐れを無くすために改正をしようとするものです。

23ページからは新旧対照表となっております。第2条の「定義」のところですが、県の制度に沿って対象生徒にかかる高等学校の種別を整理しております。改正後の欄に第1種、第2種各種学校という言葉が出てきておりますが、第1種各種学校は県の制度で給付される学校であり、第2種各種学校は市単独の制度で交付する学校として整理しております。同じページの下の方の第3条「交付対象者」の欄ですが、所得要件につきましては改正後では、所得割は一時的な退職所得にかかる所得割を除くものと整理しております。次のページをご覧ください。左上の方ですが修学支援金を交付しない条件の一つとしまして「その他教育委員会が別に定める事由」を追加しております。これは県の制度では7月1日現在で休学している者は支給しないと定めておられて、休学の状況はケースごとに違ふと考えられてまして基本的には学校へ申請者への問合せが確実かと思っておりますが、個別の運用で行っていきたくて考えておりますため、このような表現にさせていただいております。同じページの下の方の欄ですが別表第1の備考欄「障害者」定義を改正しようとしております。改正前の記述では、障害者が限

定的にとらえかねない表記になっておりましたが、改正後の表記では、身体障害、知的障害、精神障害を網羅した表記にしようとしております。

次の26、27ページは左右のページに渡っておりますが、金額に関する新旧対照表です。この金額の具体的な内容でございますが、次の28ページの資料をご覧ください。これは平成29年度における県制度と本市の修学援助金制度を説明した図です。表の上の市民税所得割非課税世帯のところ全日制など通信料以外の課程を列挙しているところですが、県は公立高校の第1子の部分は75,800円となっておりますが、昨年度は59,500円であり市が500円を交付しておりました。また私立高校の第1子の部分は84,000円となっておりますが、昨年度は67,200円であり市が4,800円を交付しておりました。先程も申し上げましたが、市の修学援助金は公立学校公立高校の枠は60,000円、私立高校の枠は72,000円としており県の支給制度がこれらを上回ることになりましたので、市からの支給額を公立高校部分は500円から0円に、また私立高校部分は4,800円から0円に変更しようとしております。なお、表の下のところですが、所得割非課税ではないものの、所得が基準以下の世帯につきましては、引き続き、市単独の制度として維持しております。現状では県の制度は非課税でない世帯へ対象を拡大するという動きはございません。以上、簡単ではございますが、議案第27号の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 尼崎市での対象者はどれくらいか。

学務課長 平成28年度実績で、公立高等学校でおおよそ330人ほど、私立高校で180人ほど、朝鮮学校では数人が支給しており、実績では518人ほどに支給しております。

濱田委員 全体の人数に対して、支給を受けている者の割合は多いということになるのか。

学務課 修学援助金は市立だけではなく、県立高等学校でも尼崎市に在住してる方が対象になりますので、多いか少ないか申し上げにくいですが、市立高等学校では平成29年5月現在で約2,400人います。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第27号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。

よって、「議案第27号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長

次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。

「平成29年度入試における進路結果について」を議題とします。説明を求めます。
高橋学校教育課長。

学校教育課長

学校教育課長でございます。「平成29年度入試における進路結果について」ご報告いたします。始めに40ページの資料1をご覧ください。この表は、平成29年3月に本市中学校を卒業した生徒の進路状況をまとめたものでございます。左側に、平成27年から平成29年入試の結果を載せております。また、平成27年から公立高校の学区が再編され、今年3年を迎えたことから、学区再編前の平成24年から平成26年の3年間と、学区再編後の平成27年から平成29年の3年間を比較しながら、ご報告いたします。真ん中あたりの平成29年入試の欄をご欄ください。まず、卒業生の総数は、一番下の段にありますように3,339人で、昨年度と比べて5名減となっております。進学者につきましては、Aの進学者合計にありますように、3,279人で、卒業生に対する率は98.2%で昨年度とほぼ同じとなっております。進学者の内訳をみますと、一番上の段にありますように、全日制国立高等学校への進学者は2,088人、卒業生に対しては62.5%で、昨年度と比べて、1.7ポイント下がっております。一方、3段目の、定時制高等学校への進学率は8.1%で、昨年度と比べて1.4ポイント上がり、通信制高等学校への進学率は5.5%で、昨年度と比べて、0.9ポイント上がっております。学区再編後の3年間を、学区再編前の3年間と比較しますと、進学者の割合は97.8%で、0.5%上がっております。また、全日制国立・公立高等学校への進学率は、62.8%で、2.6ポイント下がり、全日制私立高等学校への進学率は21.2%で、3.2ポイント上がっております。また、Dの「上記以外の者」は、45人で、11人減っており、不登校など課題を抱える生徒が多い中、各学校がきめ細かな進路指導を行った結果だと考えております。

それでは、41ページの資料2をご覧ください。本市卒業生のうち全日制国立高等学校への進学者についてまとめた表でございます。(1)①の「市内高等学校への進学者」をご覧ください。先ほどご報告いたしました「全日制国立高等学校進学者2,088人」のうち、市内の公立高等学校へ進学した生徒は1,824人で、卒業生に対して54.5%の比率でした。これは、昨年度と比べて、少し下がっております。また、②の「県内の他市町高等学校への進学者」をご覧ください。本市から、県内の他市町の高等学校へ進学した生徒は、249人で、卒業生に対して7.4%の比率でした。これは、昨年度と比べて0.3ポイント上がっております。次に、(2)の「他市町等から市内高等学校への進学者」の表を説明いたします。下に網かけしてありますように、平成29年入試において、他市町等から市内の公立高等学校に進学した生徒は854人で、実質の定員に対する比率は31.9%で、昨年度と比べて2.7ポイント上がっております。なお、この人数には、今年度より前に卒業し受検しなおした過年度生、高校入学時に本市に転入した生徒、私立中学校からの進学者等も含まれており、定員から本市中学生の数を引いたものでございます。学区再編後の3年間

を、学区再編前の3年間と比較しますと、市内高等学校への進学率は55.4%で6.5ポイント下がり、県内の他市町高等学校への進学率は7.0%で、3.9ポイント上がっております。また、他市町等から市内公立高等学校への進学率は、市内公立高等学校の定員に対し30.0%で、12.3ポイント上がっております。

それでは、42ページ、資料3をご覧ください。本市中学生の「私立高等学校への進学者について」まとめております。全日制 私立高等学校進学者は694人で、卒業生に対して20.8%の比率でした。これは昨年度と同じであります。その内訳ですけれども、専願で入学した生徒は11.7%で、併願で入学した生徒は、9.0%でした。学区再編後の3年間を、学区再編前の3年間と比較しますと、私立高等学校への進学率は21.2%で、3.2ポイント上がっております。内訳では、専願で入学した生徒は13.6%で、1.1ポイント上がり、併願で入学した生徒は7.6%で、2.1ポイント上がっております。

以上の結果をもとに、尼崎市教育委員会としてのまとめを述べさせていただきます。最後に1枚目のレジュメの下、4「尼崎市教育委員会として」をご欄ください。(1)「今回の結果について」をご覧ください。①進学者の割合が、新しい入試制度となった平成27年度以降、最も高くなっております。各中学校が、これまでの進路結果や収集した高校の情報を踏まえ、個々の生徒の希望に基づいた、きめ細かな進路指導を行った結果だと考えられます。②本市から他市町の公立高等学校への進学が、昨年度に引き続き増加いたしました。一方、他市町等から本市の高等学校への進学も増加していることから、学区拡大の目的である、多様な高等学校の選択が進んだと考えられます。(2)今後の進路指導におきましては、①生徒が自分の能力や適性に合った進路先を決定できるよう、キャリア教育の視点に立ち、より一層進路指導を充実させてまいります。②教育委員会、校長会において情報の分析に努め、一人でも多くの生徒が希望する進路先に進めるように、学力向上を目指してまいります。具体的には、資料3を、もう一度ご覧ください。平成29年入試におきまして、私立高等学校への進学者のうち、併願で入学した生徒が302人と、昨年度より75人増えております。本来は、公立高等学校への進学を希望していた生徒たちです。これらの生徒たちが一人でも多く、希望する進路先に進めるように、生徒の学力を伸ばす授業改善を柱としつつ、放課後学習の効果的な活用や家庭学習のさらなる推進など、さまざまな角度から、学力向上を進めてまいります。報告は、以上でございます。宜しく願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 進学先は第一志望か第二志望かの分析はできているのか。

学校教育課長 各学校別に、第一志望が何人、第二志望が何人というかたちで教育委員会で把握しております。

濱田委員 私立高等学校への進学者のうち併願で入学した生徒が302人で少しでも減らしたいと説明があったが、そのあたりはどのように考えているのか。

学校教育課長 第一志望で公立に行けなかった子どもが併願の私学に行っている場合もありますので、それが一人でも二人でも救えるように今後様々な形で学力向上を図っていきたいと考えております。

濱田委員 共通の模試はどうなっているのか。

学校教育課長 進路対策事業として、3年生が6月と11月に共通のテストを受けておりますが、このテストも今年で3年目になりますが、過去2年間はその子の成績がどのレベルかということを校長会でも共有しておりますので、進路指導については情報が密にできたと思います。

濱田委員 進路指導の先生ではなくて、校長会と情報を共有するのか。

学校教育課長 校長会で進路担当の校長先生がいますので、この校長先生が各学校の進路担当から情報をすべて集めてそれをまとめて校長会に提出しますので、そのため各学校の進路担当の先生もその情報については把握しております。

磯田委員 他市へ行く進学者にはどのような傾向があるのか。

学校教育課長 県の6月の調査結果では、行きたい学校の上位に利便性や、学校の特色が挙がっており、阪神間の中でも特に尼崎市は自転車でも通いやすい利便性の良さや、各学校での特色を持っておりますので、より他市からの受験生も多くなっております。尼崎市から他市に行っている数も年々増えてはおりますが、やはり他市から尼崎市に来る数のほうが多くなっております。今後も、そのため学校とも情報交換しながら、ボーダーの子どもたちを、第一志望の学校に行けるように、取り組んでいこうと思っております。

濱田委員 他市に行くことになった子どもたちは、学力が足りなかったのか、それとも不登校だったのか。

学校教育課長 公立高等学校で他市に行っているというのは、第一志望で行っている子どもたちがたくさんいます。しかし私学の併願のところでは、第一志望は公立だったが第二志望の私学に行っている子どもたちがいますので、この子たちについてはしっかりと力を付けていかないといけないと思っております。

また今年度は全日制の国公立が平成28年度から平成29年度で1.7ポイント下がっておりますが、これについては、不登校の子どもたちもしっかりと各学校できめ細かな進路指導をしましたので、その子たちが定時制や通信制に入っているため昨年よりも定時制、通信制のポイントが上がっております。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

続いて「平成28年度における学校・園の評価について」を議題とします。説明を求めます。高橋学校教育課長。

学校教育課長

学校教育課長でございます。それでは、平成28年度学校評価報告について、ご説明させていただきます。資料43ページをご覧ください。1「学校評価報告の活用」についてです。各学校園においては、1学期中に校園長会でこの評価報告を提示し、2学期以降の学校運営にいかしてもらえるようにしたいと考えております。また、「よい取組」「成果のあった内容、取組」等を現場に返すことによって、その内容を共有し、活用してほしいと考えています。教育委員会においては、7月の校園長会で内容を報告するとともに、11月の中間報告を基に、次年度の重点取組項目を作成します。次に、2「平成28年度学校評価の校園種ごとのまとめについて」をご覧ください。評価の値は、4段階評価の平均値で記載しております。評価Ⅰは教職員による自己評価、評価Ⅱは校園長による評価、評価Ⅲは学校関係者による評価です。なお、数値は上下2段で記載し、括弧の値は、平成27年度の値となっております。また、学校関係者評価については、好ましい評価、改善が求められる評価、問題提起を抜粋して記載し、具体的な取組例とその成果については、特に学校に伝えていきたい特徴的な内容を記載しております。なお、本日の説明内容と関連した取組には、下線を引いております。今年度は、具体的な取組例の箇所に、学校名を記載しております。昨年度末に報告された学校評価の中に、その取組が記されていた学校を記載しております。複数の学校で同様の記述があった場合は、「〇〇他」としてしています。この学校評価のまとめは、各学校から報告された学校評価を基に作成しております。記載している学校以外にも取り組んでいる学校がある場合もございます。今回の報告は、あくまで記述があった学校ということで、ご承知おきください。さらに参考として、学校評価につきましては、学校教育法及び学校教育法施行規則で規定され、各学校園は、学校教育法施行規則66条、68条にありますように、学校園の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価し、その結果を設置者に報告するとあります。資料44ページをご覧ください。報告までの流れを図示しております。今年度は、左に学校園、右に教育委員会の流れと分けております。内容は、例年通りですので、説明は割愛させていただきます。

それでは、幼稚園から説明させていただきます。45ページをご覧ください。すべての項目において、「3」以上の評価になっています。46ページをご覧ください。教育・学習内容を充実させ、確かな学力を身につけさせる」の項目の中の下線部をご覧ください。各園において、特別支援教育専門相談員の巡回相談を活用し、配慮を必要とする幼児の指導体制や支援について話し合うとともに、一人一人に応じた適切な援助につなげる取組が行われました。昨年度は、巡回時間数が延べ625時間、相談件数が延べ219件となっております。次に、「4 安全な教育環境を確保し、防災意識の高揚を図る」の項目の中の下線部をご覧ください。各園で定期的に避難訓練を実施するとともに、地域の小中学校との合同訓練や引渡訓練を行っています。また、預かり保育中の避難訓練や予告なしの訓練も行われ、より子ども達が自分で考えて行動できるよう指導しています。47ページをご覧ください。学校関係者からは、「特設学級の幼児が

劇遊びに参加し、クラスの一員として溶け込んでいる姿や、周りの幼児が特設児に自然にかかわっている姿が見られ、一緒に遊びを楽しむことができていた。」「警察の方と不審者訓練を実施したことはよかった。不審者訓練を実施することで、幼児はもちろん、職員がシュミレーションする機会を持つことが大切である。」と肯定的に評価されています。一方、自転車通園のマナーの改善が挙げられており、今後も継続した取組が求められています。

続いて、小学校の報告です。48ページをご覧ください。小学校については、平成27年度から大きな変化は見られず、ほぼ同様の評価となっています。49ページをご覧ください。「1 教育・学習内容を充実させ、確かな学力を身につけさせる」の項目の中の下線部をご覧ください。新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が、各校で行われています。また、学力向上アクションプランに基づき、放課後学習の実施や家庭学習の内容や時間等を記録する家庭学習ノートの作成、自主学習ノートを児童に持たせて学習習慣の定着を図るなど、各校の課題に応じた取組を進めています。次に、「2 心の教育を充実させ、自己実現の意識の高揚を図る」の項目の中の下線部をご覧ください。キャリア教育全体計画を作成し、子ども達の学びの原動力となる夢や目標を持たせること、自分らしい生き方を実現する力の育成に取り組みました。地域の施設・工場・会社と交流を図ったり、企業の出前授業やバリアフリー体験活動を積極的に取り入れたりした学校もあります。また、公民館と連携し、キャリア教育の出前授業等の取組も行われました。50ページをご覧ください。これらの取組に対して、学校関係者からは、「活用力をつける研究をされているということは、成果が出ていると思う。今後もアクティブ・ラーニングについての研究に期待している。」「学習の手引き」の配布、活用はとてもいいことである。低中高学年の取組の目安があるので、先の学年への見通しや、学年の到達目標などがわかりやすくよい。」と、肯定的に評価されています。一方、「地震や火災の避難訓練の際は、地域も加わってやってほしい。」とのご意見もいただいております。

続いて、中学校の報告です。51ページをご覧ください。中学校については、全ての項目で概ね「3」、または「3」以上の評価になっています。52ページをご覧ください。「1 教育・学習内容を充実させ、確かな学力を身につける」の項目の中の下線部をご覧ください。家庭学習の習慣化に向け、自主学習ノートの実施とともに、毎週の週末課題や、試験前10日間を「10日間チャレンジ」として集中的に家庭学習に取り組む姿勢を育み、家庭学習の促進へとつながっています。また、11校を対象にアクティブ・ラーニング推進支援を行い、主体的・対話的で深い学びに向かうための授業改善を行っています。また、授業公開を通してその取組を市内に発信することにより、その取組を推進しています。53ページをご覧ください。これらの取組に対して、学校関係者からは、「授業改善で生徒の学び方が主体的になったことで、学校生活の様々な場面で、子どもたちが積極的に意見を交わすなどの好影響がみられる。」、また、「少人数授業が、生徒個々の学習状況に応じて、きめ細かな指導を行う上で効果的である。」など、肯定的に評価されています。一方、問題提起として、小中連携の強化などが挙げられており、今後も改善への取組を進めていくことが必要です。

続いて、養護学校の報告です。54ページをご覧ください。尼崎養護学校については、項目5を除き、平成27年度から大きな変化は見られず、ほぼ同様の評価となつて

います。55ページをご覧ください。「1 教育・学習内容を充実させ、確かな学力を身につけさせる」の項目の中の下線部をご覧ください。管理職、教務部、専任コーディネーター、専任進路担当、養護教諭の少人数で編成される「育成委員会」を随時開催し、児童生徒の指導について素早い対応を行い、その成果を上げています。また、学習到達度チェックリストを活用し、児童生徒の正確な実態把握に努めています。「3 食育や体育を充実させ、健康な体づくりに取り組む」の項目の中の下線部をご覧ください。児童生徒の実態に応じて、除去食や刻み食を提供したり、新献立を積極的に取り入れたことにより、児童生徒の食べる楽しみが確保することができました。56ページをご覧ください。学校関係者からは、「移転先の地域自治会掲示板等に学校便りを掲示してもらおうなど、学校移転に向けた取組を考えてみてはどうか。」とのご意見をいただいております。今後、移転に向け、地域との新たな関係作りに取り組んでいくことが大切です。

最後に高等学校の報告です。57ページをご覧ください。研究テーマの項目を除く、すべての項目において、「3」以上の評価になっています。評価Ⅰ、Ⅱともに、平成27年度の評価から伸びが見られました。58ページをご覧ください。「2 心の教育を充実させ、健康な体づくりに取り組む」の項目の中の下線部をご覧ください。いじめアンケートを実施し、その結果を全職員で共通理解し、いじめ防止に対する体制を整え、問題の拡大化を未然に防ぐ取組が行われました。また、生徒のいじめに対する問題意識を高めることができました。また、各種アンケートを活用しながら、生徒の実態を的確に把握し、授業に反映させる取組も行われています。59ページをご覧ください。学校関係者から、「硬式野球部をはじめ、多くのクラブが全国大会に出場し、活躍したこと」、「校外研修や校外活動を積極的に実施していること」、「小高連携として「サマースクール」に取り組んでいること」など、肯定的に評価されています。一方、問題提起として、「地域と連携した避難訓練の実施」、「尼崎城完成後の生徒の登下校の通路の確認」など、今後も検討を進めていくことが必要です。説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 学校評価自体が学校側の負担になっていないのか。

学校教育課長 学校評価については学校教育法及び学校教育法施行規則に規定されており、第66条では、まず学校園自ら評価を行いその結果を公表することとなっております。先生方も十分理解しております。

徳山委員 各学校ごとに評価を出しているのですか。

学校教育課長 各学校ごとに評価を出しています。各学校はそれぞれの抱える問題を認識しており、ここには平均値を表記しております。

磯田委員 特段昨年度に比べて良かったポイントや悪かったポイントはどこか。

学校教育課長 今年度は具体的な取組例をあげており、特に良かった取組例には下線を引いております。この特に良かった取組例については、各学校での取組みの参考となるようすべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校において紹介しております。

磯田委員 評価3の学校関係者の評価は何名なのか。

学校教育課長 だいたい各学校5名から8名で学校評価委員を構成しております。また、学校によっては、学校評議員と兼ねているところもあります。

学校教育部長 評価3の学校関係者評価の時は、まず評価1と評価2で学校としてどう評価しているかを資料にしてそれを見て評価しますので、評価1、評価2が高評価なのに評価3で低評価になるというようなことはあまりないです。

濱田委員 幼稚園の一時預かりは評価しないのか。

学校教育課長 45ページの5の(2)で地域の教育力を活用した取組を促進し、開かれた学校園づくりを図るの部分で評価することになります。

濱田委員 もっと具体的なものはないのか。

学校教育課長 46ページ、47ページで幼稚園の具体的な取組と学校関係者評価からの抜粋というかたちで主なものは取り入れていますので、今回の一時預かりについては特段載せていません。

仲島委員 琴ノ浦高等学校の小高連携の取組みのサマースクールとはどのような取組みか。

学校教育部長 明城小学校の子どもたちとコンピュータ室を利用してパソコンをしたり、バドミントンと一緒にしたりしております。高校生が教えてあげることで、高校生自身も自分たちが役に立っているという事を実感しています。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。
続いて「平成28年度社会教育委員協議経過とまとめについて」を議題とします。
説明を求めます。中川社会教育課長。

社会教育課長 社会教育課長でございます。それでは、平成28年度社会教育委員会協議の協議経過のまとめについて、ご報告させていただきます。お手元議案書60ページをお開き願います。早速ではございますが、次ページ61ページをお開き願います。1点目、協議経過でございます。表に記載してございますとおり、4回開催いたしました。内容

につきましては、第1回目27年度社会教育委員会議の協議経過とまとめの確認、28年度社会教育関係主要事業の説明などを行いました。第2回目・3回目は総合計画に係る社会教育関連施策と今後の取組みについてとして、02（生涯学習）施策と17（地域の歴史）施策について、来年度につながる施策について意見をいただきました。第4回目は28年度の進捗状況、29年度の主要事業の説明、ちかまつ門左衛門の自筆原稿の説明、ひと咲き施策推進担当より自治のまちづくりに向けてとして資料をもとに説明の機会を持ちました。

次に2、主な協議内容と協議結果のまとめにつきまして、1 尼崎市総合計画に係る社会教育関連施策と今後の取組みについてと致しまして、ア 協議の方向性でございます。2段落目、尼崎市総合計画のなかの、社会教育関連施策「02 生涯学習」及び「17 地域の歴史」について、「施策評価表」をもとに、市民・事業者それぞれの立場からどのような取組や関わりができるのか、そして、市制100周年の年であることにも着目し協議を行いました。次ページ62ページでございます。イ 主な協議内容のまとめでございます。「02 生涯学習-01・02・03」について、ア 生涯学習において、社会教育関係課以外のさまざまな人や所属が関わっており、市全体の取組を分かりやすく発信する必要がある。イ 地域学校協働活動において、今後、公民館などとも連携を深める必要がある。ウ 夏休みのラジオ体操の誘致など、多くの市民が参加していた。今後、スポーツを通して子どもたちが過ごす場所としても事業を検討する必要がある。エ 公民館事業において「夏休みオープンスクール」や「地域お出かけ事業」といった自己の学びを地域に活かす活動に既に取り組んでいるが、今後さらに進めていく必要がある。オ 図書館においては、北図書館とも情報共有を図り、連携した企画にも取り組んでいるが、社会教育委員会内でも北図書館の状況について報告の機会を設けるとともに、両図書館が互いに切磋琢磨していく必要がある。次に「17 地域の歴史-01・02・03」について、ア 今後寄贈を受ける尼崎城や新たに取得した富松城跡といった歴史資源と連携した、城内まちづくりや歴史館の整備に取り組み、周辺の商店街なども含め、地域資源を最大限活用する方策を検討し文化・交流の施策とも連携した取組を進めていく必要がある。1つ飛びましてウですが田能資料館ではボランティアの方々が、事業実施における説明や復元住居の修復などの活動を継続している。今後は幅広い層に地域の歴史に関心をもってもらい、市民と協働して地域の貴重な施設を保存、活用していく取組を進める必要がある。

以上のことから、平成29年度は、『生涯学習において、さまざまな人や所属が関わっており、尼崎市における学校教育以外の学びについて市全体の取組を分かりやすく発信するとともに、自己の学びを地域に活かす活動についてさらに進めていくこと』また、『スポーツのまち尼崎として健康増進とともに、スポーツを通して子どもたちが過ごす場所としても事業を検討すること。』また、『地域資源を最大限活用する方策を検討し文化・交流の施策とも連携した取組を進めること』を教育委員会事務局に求められました。

徳田教育長

報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員

社会教育としては今後どのような施策で関わっていくのか、また新しく市長部局と

の連携の中ではどのような役割を果たしていくかなどの、来年度の目標や指針等を教えてください。

社会教育課長 社会教育部全体の取組みになりますが、昨年いただいたご意見をもとに今年度は地域学校協働本部の拡大、記載されているところの活動の充実に取組むこととしております。また、みんなの尼崎大学の取組みについては、連携した取組みが必要となりますので、サイトの掲載におきましても、まなびの宝石箱のブログ、みんなのサマーセミナーの実施、オープンキャンパスも連携して取り組みたいと思っています。そのほか今年度につきましては、地域振興の仕組みづくりで、社会教育委員会議でも様々なことを話し合っていく必要があると考えております。昨年度は担当課から説明があり大きな考え方を示すのみとなっておりましたが、各委員におかれましては良い取組みであるという認識を概ね持っておられます。その中で学びの情報の一元化は待ち望んでいたことであるので、様々な形態の施設や団体や繋がるのはすばらしいことであるということ、また少子高齢化が進んでいるのでこれまで年代等で分れていた学びを異年齢が交流して学ぶ機会となるよう学びの視点が繋がってほしいという意見もいただいております。年間4回から5回会議をしておりますが、今年度は会議の回数も増やして取組んでいきたいと考えております。

濱田委員 62ページのまとめの学校教育以外の学びというのはあまがさき大学のことか。

社会教育課長 あまがさき大学もそうですが、社会教育部が設定するものだけではなく市長部局でもすでに様々な学びの機会を設定していますので、そこに関わっていくことも想定しております。

濱田委員 社会教育としてあるべきものと市長部局がするべきものとを上手く融合することが重要で、社会教育の良いところも広めてほしいです。

社会教育課長 社会教育は組織的な教育活動と定められておりますので、それを基盤に社会教育委員とも学びについて検討して参りたいと考えております。

磯田委員 梅香小学校の複合施設について、社会教育委員会議で以前議論されていましたが、その進捗や議論の内容についてその後社会教育委員会議で議論されていますか。

白畑次長 社会教育委員会議では議論されていないが、市長部局で協議しているところです。またなんらかの案が出てくると思います。

磯田委員 社会教育委員会議では、それ以後議論されていないということだが、以前の計画から大きく変わってきている可能性はあるのか。

白畑次長 組織的にどうしていくのか、運営自体をどうしていくのかということ市長部局で検討していると聞いております。それがまた教育委員会にも案が出てくると思います。

磯田委員 2年前に社会教育委員会議にかけていたものと違うコンセプトが出てくる可能性があるということなら、庁内で調整する必要はないか。

社会教育課長 コンセプトですが、ハードの部分でどういった使い方をするかのコンセプトは以前のまま生きている状況で、細かい運営のコンセプトについてはこれから出てくる状況です。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。
次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 お手元の資料63ページをお開き願います。6月の主な報告事項として、総務関係ですと、6月4日に市議会議員選挙がございまして、定数42人に対して14人の新人議員、1人の元職となっており大きく議員構成が変化しておりますので、教育施策に対してより丁寧な説明をさせていただきたく思っております。また6月23日にこども青少年本部会議がございまして、子どもの貧困対策に係る本市と日本財団の協議内容についてということで、貧困対策について日本財団からのアクションがあったと聞いております。次に学校教育関係ですと、6月10日に中学校体育大会視察で、園田東中学校、園田中学校、南武庫之荘中学校に行かれた、教育委員の皆様、先生方お疲れさまでした。次に社会教育関係でございしますが、6月7日に福山市で公民館のあり方について視察をされております。次に7月の主要行事予定表でございますが、主なものとして7月10日に第3回教育委員協議会を開催させていただき予定で、7月24日に教育委員会7月定例会を予定しております。説明は以上でございます。

徳田教育長 報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。
次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の大半は非公開とする~~~~~

徳田教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会6月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会 6 月定例会の議事の全部を終了したので、午後 6 時 3 分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会 6 月定例会において、以上のおり議事が行われたことを記録します。